

特定行為研修事業費補助金 Q & A

(補助対象事業者について)

番号	Q	A
1	補助対象となる事業者はどこですか。	県内全ての ①病院 ②診療所 ③訪問看護ステーション(介護予防訪問看護を行う事業所を含む。) ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所、 ⑤複合型サービスを行う事業所(訪問看護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。) ⑥指定介護老人福祉施設 ⑦介護老人保健施設 ⑧介護医療院 です。 ※①病院、②診療所は、研修受講費用のみの対象となります。代替職員確保経費の対象にはなりませんのでご注意ください。
2	みなし指定で訪問看護を行っている病院は申請できますか。	みなし指定の医療機関は補助対象にはなりません。
3	受講者が勤務(所属)している施設で、特定行為研修を受講する場合は補助対象になりますか。	受講者の勤務(所属)施設と、受講する指定研修機関が同一の場合は対象となりません。ただし、受講者の勤務(所属)施設と同一の開設者(同法人)の場合でも、指定研修機関が別施設で、研修受講費用の負担が発生する場合は対象になります。
4	認定看護師教育課程(B課程)の受講者は補助対象になりますか。	補助対象になります。ただし、明らかに特定行為研修に該当しない部分(認定看護師分野専門科目等)を全体の研修時間から引いた分を特定行為研修の研修時間とし、研修時間分の入学料及び受講料を補助対象経費とします。

(補助対象となる研修について)

番号	Q	A
4	「特定行為研修」とは、どのような研修ですか。	診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合に、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為(厚生労働省令で定められています。)を特定行為とします。 特定行為研修は、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修で、厚生労働大臣の指定を受けた指定研修機関において受講することができます。

5	対象となる特定行為研修の期間はいつですか。	当該年度の特定行為研修が対象となります。
6	研修が複数年度にわたる場合はどのようにしたらよいですか。	受講費用を按分し、年度ごとに申請してください。 なお、代替職員確保経費については、年度にかかわらず、1回の研修につき通算4月を限度とします。
7	21区分38行為、全ての研修が補助対象となるのですか。	全て対象となります。
8	県外の指定研修機関で研修する場合も補助対象となりますか。	対象となります。

(研修の受講者について)

番号	Q	A
9	補助対象となる受講者の要件を教えてください。	特定行為研修の受講審査に合格している看護職が対象となります。
10	採用が内定している者が研修を受講する場合も対象となりますか。	研修の受講開始時点で受講者が採用内定の状態である場合は対象としません。ただし、受講開始時点で採用となる場合は、申請時点で採用内定の状態であっても対象とします。その場合は、申請の際に在職証明書の代わりに採用内定通知書の写し(受講開始日以前に採用予定であることを確認できる書類)を添付してください。
11	非常勤職員であっても対象となりますか。	雇用形態は問わないため、非常勤職員等であっても医療機関等と雇用関係があれば対象となります。
12	研修を受講する者が補助対象となる事業者(医療機関等)と補助対象とならない事業者(学校等)を兼務している場合、補助対象となりますか。	補助対象となる事業者(医療機関等)での勤務割合が半分以上の者に限り補助対象とします。 ※ただし、今後、補助希望者の増加により変更となる可能性があります。

(対象経費について)

番号	Q	A
13	補助対象となる経費は何ですか。	特定行為研修の受講費用(入学金・受講料)と、代替職員の賃金(原則手当等は含まない。)です。 ただし、看護師資格手当、職種手当などの場合で、通常、事業者が基本給に含まれるものとして扱っている月額固定の手当については、基本給として取り扱って差し支えありません。
14	実習費用等は補助の対象となりますか。	対象となりません。受講費用として補助するのは入学金及び受講料のみです。

15	受講費用(入学金・受講料)の事業者負担が一部のみである場合は全額対象になりますか。	事業者が負担した額のみが補助対象経費となります。
16	代替職員を雇用しなかった場合でも、補助金の申請は可能ですか。	新たな雇用はせずに元々雇用している職員の勤務時間増などにより対応する場合、代替職員確保経費としては補助の対象となりませんが、研修受講費用の補助の申請は可能です。
17	代替職員は、看護師でなければなりませんか。	准看護師や保健師を雇用した場合も補助の対象となります。
18	代替職員は、研修を受講する職員の研修開始以降に雇用しなければならないのですか。	原則、研修開始後の雇用となりますが、代替職員の研修期間を見据えて研修開始前に雇用する場合は、事前にご相談ください。

(その他)

番号	Q	A
19	1回の研修で、最大いくら補助されますか。	研修受講補助費用が最大 27 万円(入学金と授業料の合計が 54 万円以上となる場合)、代替職員確保経費が最大 23 万円(代替職員の賃金が1月あたり 23 万円以上となる場合で、4ヶ月以上雇用した場合)、合計で最大 50 万円となります。
20	申請時から、住所、名称、代表者の変更がありました。何か提出が必要ですか。	変更届の提出が必要です。
21	補助金の申請関係書類、根拠書類の保管について	補助金の検査に伺うことがありますので、提出された申請関係書類や根拠書類についてはしっかり保管しておかなければなりません。
22	補助金の振り込みはいつですか。	研修終了後に御提出いただく実績報告書(研修が複数年度にわたる場合の初年度の場合は、年度末までの研修状況についての実績報告書)を確認後、翌年度の5月末頃までに支払います。
23	研修を修了できなかった場合はどうなりますか。	補助金の支払いはできません。申請済みの場合は辞退の手続きをしてください。 なお、前年度以前に按分した補助金を受入済であって、研修を修了することなく辞めた場合は、前年度以前に支払われた補助金は返還していただきます。
24	複数年度にわたる研修の場合で、初年度に補助を受けていない場合に、2年度目以降に補助を受けることはできますか。	初年度に補助を受けていない場合は2年度目以降の補助金を受けることはできません。

25	他の補助金等と重複して交付を受けることはできますか。	他の補助金等を受けていても補助の申請は可能です。ただし、対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けることはできません。 ※1つの事業について複数の補助を申請しようとする場合は、あらかじめ全ての補助制度について、申請が可能であるか確認してください。
----	----------------------------	--

令和8年9月作成
愛知県保健医療局健康医務部医務課